

東大人労服第4号
平成28年4月5日

各 部 局 長 殿

理事・副学長
保 立 和 夫

学術団体からの依頼に基づく教員の兼業に関する取扱いについて

学術団体（国外を含む）からの依頼に基づく教員の兼業に関する取扱いについては、「東京大学教職員兼業規程の運用について（平成16年7月8日役員会議決）」により官公庁等と同様に「東京大学教職員兼業規程」（平成16年東大規則第26号）第4条第2項に基づき、許可を得ることができることとしておりますが、手続きについて一部見直しすることとしましたので、今後は下記のとおり取り扱い願います。

については、所属教職員に周知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 兼業先からの依頼状及び本人の同意書を提出することによって所属部局において許可を得ることができる学術団体は、本人が役員（理事及び監事、またはそれに相当する職をいう。）を兼ねる場合であって法人格を有する場合とする。
2. 役員の職を兼ねる場合であって当該学術団体が法人格を有していない場合は、原則、兼業内容を本人が申告することによって、所属部局において「兼業台帳」へ記載し適正に管理する。ただし、もっぱら教育研究活動の延長にあたるような活動（研究会等）を行っている学術団体の業務を担当する場合は、許可手続きを要しないこととする。
3. 役員以外で学術団体の業務を担当する場合は、許可手続きを要しないこととする。

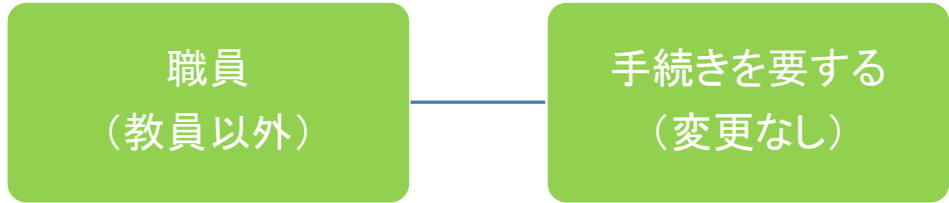
以上

学術団体(国外を含む)からの依頼に基づく兼業の取扱いについて

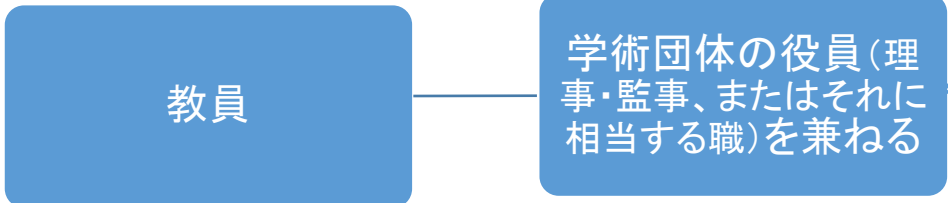
平成28年4月5日から適用

現行手続きからの
変更なし
(兼業規程第4条第2項)

総長が許可
(本部への上申を要する)



部局長が許可



①

Yes

兼業先からの依頼状
+
本人の同意書

②

No

本人からの申告に基づき「兼業台帳」へ記載
ただし、もっぱら教育研究活動の延長にあたるような活動(研究会等)を行っている学術団体の業務を担当する場合は、許可手続きを要しない

③

許可手続き要しない